

# 令和4年度 第3回京丹後市美しいふるさとづくり審議会

## 会議録

### 1. 開催日時

令和5年2月7日（火）午後1時30分～午後3時30分

### 2. 開催場所

京丹後市役所峰山庁舎 201、202、203 会議室

### 3. 出席者

< 審議会委員 >

奥谷委員、吉岡委員、畑中委員\*、木原委員、廣瀬委員、増田委員、俣野委員、和田委員

\*オンライン出席

< アドバイザー >

片山課長（京都府丹後保健所環境衛生課）

< 事業者 >

国際航業株式会社

< 事務局 >

生活環境課 柳内部長、志水課長、宇野室長、中山課長補佐、給田係長

### 4. 次第

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 議事

①京丹後市再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング事業について

②京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）について

③第2期京丹後市環境基本計画の進捗状況について

(4) その他

(5) 閉会

### 5. 公開又は非公開の別

公開

### 6. 傍聴人

あり（12名、報道関係者3名）

### 7. 要旨（議事経緯）

以下のとおり

## ■開会

事務局： それでは定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第3回京丹後市美しいふるさとづくり審議会を開催いたします。本日はご多用の中、ご参集およびオンラインでの参加を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます市民環境部長の柳内と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、開会にあたり、奥谷会長よりご挨拶をいただきます。

会長： 皆さま、こんにちは。大変寒い中、またお忙しい中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、本日は傍聴の方もいらっしゃるということで、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の審議会は、前回12月23日に開催しました審議会において、議論いたしました再生可能エネルギー導入のゾーニングにつきまして、その後、たくさんご意見いただいたことについて盛り込んで、それからさらに市民の方への再生可能エネルギーに関するアンケートもとられたということです、そういったところを事業者の方からご報告いただき、皆さまからご意見を伺うということ。

それから、太陽光発電設備の設置に係る条例につきましても、前回報告がありましたけれども、その後、パブリックコメントをとられたということです、そのご報告をいただくということでございます。

さらに、定例的に行っております京丹後市環境基本計画の進捗状況ということで、それぞれの庁内関係課等の皆さまが業務でされていることについて、何がどこまで進捗したのかということについての指標がございますので、それに基づいてご報告いただき、皆さまからご意見をいただくというようなことでございます。

限られた時間ではありますけれども、大変盛り沢山な内容で今日も審議を進めてまいりますので、皆さま方、忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。そして、また運営にご協力をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。ここで、本日の審議会の成立についての確認を行います。

本日は、畑中委員がオンラインでのご参加、また荒田委員と川崎委員より欠席のご連絡をいただいております。京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則第16条第2項の規定により委員の過半数の出席がありますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、畑中委員におかれましては、他の用務の関係で、途中退席されますことをご了承ください。

それでは、議事に入ります前に、本日の流れについてですが、これにつきましては、ただいま、奥谷会長の方からご挨拶として報告をいただいております。最初にゾーニング事業の中間報告、次に市太陽光発電設備の設置に係る条例の案について、最後に第2期京丹後市環境基本計画に係る令和2年度と令和3年度の進捗状況の報告を行います。

なお、最初のゾーニング事業に関しましては、本日、傍聴におこしの皆さまからもご意

見をいただきたいというふうに思っておりますので、ご意見がある方は、後ほどその場面で挙手の上、発言の方をお世話になりたいというふうに思います。

それと、資料につきましては事前にお送りさせていただいているものとしまして、次第と資料1の委員名簿、資料2の京丹後市再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング、また本日追加でお配りしているものとしまして、資料3-1太陽光発電設備の設置条例案、3-2条例案パブリックコメント結果の意見提出状況、3-3条例案に係る確認項目、資料4-1環境基本計画進捗点検、4-2進捗点検資料の別冊、それとは別にゾーニング事業アンケート結果ということで、左ホッチキス止めのを別途配らせてもらっておりますし、最後に表の1として、少しオレンジで網掛けをしております保全エリアとしたレイヤーという資料をお配りしております。資料の方、全てございますでしょうか。

それでは早速ですが、議事に入って参ります。ここからは、京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則第16条の規定によりまして、議事進行を奥谷会長にお世話になりたいと思います。奥谷会長、よろしくお願いいたします。

会 長： それでは、皆さまどうぞ宜しくお願いいたします。

議事に入ります前に、定例ですけれども会議録の確認者を1名、指名をさせていただきたいと思います。前回の流れで、名簿の順ということで、前回は川崎委員にお願いをいたしましたので、本日は木原委員の方に、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、京丹後市再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング事業の中間報告に入っていきたいと思います。

まず、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局： ゾーニングに関してのご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。ゾーニングに関しましては、今年度、今日が3回目の審議会になりますけれども、第1回目で採択のご報告ということで、どういった内容で、どういったことをやっていくのかという説明をさせていただいております。第2回目につきましては、委託業者さんが決定いたしましたので、委託業者さんの方から進捗状況についてご説明をさせていただいたところでございます。本日に関しましては、令和4年度の業務に関して一定、取りまとめを行っていくところで、今年度の委託業務については2月末をもって締める形になりますけれども、このゾーニング事業に関しては来年度までかけてやっていく形になりますので、今後、ご意見ですとか確認事項があれば、今後も引き続き我々の方でお伺いをさせていただく形になろうかと思っております。

今日の報告は、この委託業務に関しまして、一定今年度の取りまとめの部分について、中間になりますけれども、ご説明をいただくというような予定にしておりますので、国際航業さんの方から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事業者： それでは、資料2をご覧くださいませでしょうか。

本日の説明内容ということで、第1回の会議の方で説明があったというふうに伺っておりますけれども、今回ゾーニングという作業を行っておりますけれども、そのゾーニン

グの背景となる制度について少しご説明させていただきたいと思います。

そして、業務の報告としまして、前回から引き続き行なっておりますヒアリングの実施状況。あと、これは今回初めてご説明しますが、アンケートの調査結果、そして今後の実施内容という順番で説明させていただきます。

◆「資料2」に沿って説明

会長： 事業者の方、ご説明をいただきましてありがとうございました。

では、盛り沢山の内容で、時間もだいぶ経過はしているんですけども、前半に大きくゾーニングの制度についての説明、後半は市民アンケートの結果ということでいろいろ興味深い内容があったかなと思います。

まずは、前段のゾーニング制度の説明の部分で、委員の皆さまにご質問やご意見を伺ってまいりたいと思っておりますが、ちょっと盛り沢山でありましたので、この審議会としての役割についても一度確認をしておきたいと思います。こちらの資料2の15ページのところにありますように、市町村における促進区域の設定をするにあたって、国の基準とか都道府県の基準というのがありますが、3の赤枠で囲ったところ、事業者、市町村というところで促進区域と地域の環境の保全のための取組の設定について、特に我々、審議会がこのゾーニングにあたって協議をして、何を根拠に何を背景に気を付けるべきですかということ、18ページのところにありますように、いろんな情報を重ね合わせていって、京丹后市域でのゾーニングというものを決めていきたいと思いますということになります。その扱う情報の中に「市町村が考慮すべき事項」ということで国や京都府が決めた以外に「その他環境保全の観点から考慮が必要な事項」ということと「社会的配慮の観点から考慮が必要な事項」というのを盛り込んでいって下さいと、それをこの審議会のご意見を聞きながら進めていくということになります。

それから、ご報告にありましたアンケートでもやはり自然環境への影響であるとか、生活への影響、災害による身体への影響、防災、安全の徹底というのを多くの方が心配をされているということが分かってきたわけですので、そのあたりが、我々のこの審議会での協議の役割かなというふうに思っております。

そういったことも含めて、まず事業者さんからご報告いただきましたゾーニングの中間報告について、ご質問やご意見があれば、委員の皆さま、お願いできますでしょうか。

それで、最後の方で事業者の方もご説明されたと思うんですが、最後の29ページにあるように、令和4年度につきましてはマップ案の作成と、それから京都府が定めた配慮基準の整合性の確認をして、令和5年度に事業者の意向調査と個別のヒアリングの実施というふうなことで、これは事務局の方からご説明いただいた方がいいのかもしれませんが、これはどうやってされていくことになっておりますでしょうか。補足説明をお願いできますでしょうか。

事務局： まず、令和5年度の意向調査ですけども、今年度は市民向けの意向調査を行っております。ですので、同じような内容になるかと思いますが、事業者向けのアンケートを予定

させていただいております。それらを総合して、先ほど会長の方からもありましたが社会的配慮事項の確認を行っていくということになるかと思います。その確認を受けまして、個別にヒアリングを行っていくというような形になりますし、追加調査であったり、今年度のアンケート結果を受けまして、対象者に対して個別のヒアリングを行っていくということで想定をしております。

会 長： ありがとうございます。各自治会へのヒアリングとかいったことは、どんな感じになりますでしょうか。

事務局： はい。当然やっていくことで、現在、考えておまして、まずは守るべき対象があるのかどうなのか。そこを保全区域エリアとしてやっていくのかどうかっていうのは、まず確認していきたいというふうに思っております。

今回、この最終着地点というのが促進区域の設定に向けた動きになってきますので、この場所でぜひ再エネをやってみたいとか、この場所なら再エネ事業に有効に活用できそうだという部分のご意見もあわせて伺いをしていくということです。その意向確認というのはできれば、区長さん方に対してさせていただきたいというふうに考えています。

会 長： これで少し進め方がわかってきたかなと思います。ですから、今回のゾーニングについては、ゾーニングをしていく進め方についてご報告をいただいたというふうなことかと思えますけれども、委員の皆様いかがですか。

この審議会では協議事項となっておりますので、傍聴者の方でご質問やご意見があれば挙手をお願いできますでしょうか。

はい。ご発言をお願いいたします

傍 聴 者： 意見と質問ですけれども、意見はゾーニングの地図をたくさん出していただいているんですが、地名が入ってないとなかなか分かりにくいなという思いがありました。先ほど説明もありましたが、今後出される時は可能でしたら、地区の地名とかそういうものも入れていただけたらと思います。

それともう一つ、いろんなことを調査されるということをお聞きしておりますが、地区の方にもヒアリングをしてということをお聞きしましたが、いわゆる地域の由来であるとか経過であるとかということも聞いていくということをこれまでお聞きしてきましたが、それはどの辺りでやられるようなことになるのか、ひょっとしたら事業者さんではなくて市の方のことになるのかもかもしれませんが、それが分かりましたらお願いします。

会 長： ご質問ありがとうございます。事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

事務局： 事業者さんと市民向けのアンケートを想定しておまして、来年度、区長さん方に対しても同様に意向確認という意味になりますけれども、アンケート形式でさせていただこうと思えますので、そういったフリーに書いていただける部分というのも、設けたいなというふうに思っております。地域の意向などをその場で添えていただけたらというふうに考えています。

会 長： ありがとうございます。他にいかがでしょうか。では、手が挙がっておりますのでお

願います。

傍聴者： 2点、お尋ねします。

ここで言うことが正確なのかどうか分かりませんが、一つは合意形成が、一体、市民やステークホルダーの皆さんとどう図っていくのかという点でのフローが、いまいち見えてこないというのがあります。

ゾーニングマニュアルというのを環境省が出しておりまして、環境省にも問い合わせました。相当、その辺りの合意形成過程というのを重視して、必要なステークホルダーと合わせて協議会を設置するという仕組みであるとか、いくつか挙げられているわけですね。議会が入ってないので、議会はどうなんだってということで、環境省のアセスの担当課に聞きました。「当然、各議会で審議されるのもやぶさかでないです。」ということを言われてました。当然 当該地域のステークホルダーになる皆さん、例えば、今、区長と言われましたが、区長に留まらず、当該する地域の住民の皆さん、或いは農協であるとか第2発電の関係でいうと、宇川の鮎のことが問題になりましたから、漁協なんかも当然そうなりますね。そういったところからのヒアリング一般ではなくて、ステークホルダーを集めたところでの議論を積み重ねていただくような仕掛けを行政としてどうお取りになるのかと。今、国際航業さんからお話がありましたが、こういう民間の事業者に対して発注をして、返ってきて、一体どこが最終的に議決するのか、これは議会での議決案件になるのかということも含めて、合意形成の過程をもう少し丁寧にやっていただいたらどうかという事が一つです。

もう一つは、アンケートの中にもありましたように、アセスの手続きも住民への説明会の中で1番出ていたのは、丹後の山というのは花崗岩でできているので非常に災害に脆いんだと、災害に対する対応はどうしてくれるんだということが、住民説明会の中でも一番出ていたわけですね。それを踏まえて、こちらの審議会の委員の皆さまも現場に行って調査をしたり話を聞いてきたりという事をされてきました。それは本当にリスペクトする中身になるんですが、特にこの災害対策、一般的な文献調査、急傾斜地がどうだとか、府が出しているマップをレイヤーするだけではなくて、現場でのそういったことが本当に適地なのかどうかということについて、よく調査する必要があるんじゃないかということ意見をとして申し上げたい。

合意形成過程を丁寧にということと、災害対策についてより詳しく専門的な知見を盛り込んだものにしていただきたいという点です。以上です

会長： ありがとうございます。事務局の方から、合意形成の過程についてももう少しご説明をいただけますでしょうか。

事務局： 広く申し上げますと、このアンケート調査や意向調査も合意形成の一環として実施させていただいております。その中で出てきたご意見につきまして、個別具体的に、擦り合わせと申しますか目合わせを行っていくというふうに考えております。

合意形成で申し上げますと 最終的には促進区域に設定させていただくかどうか、とい

う部分の合意形成になってきますので、そこは各ステークホルダーさんのご意見なんかもきちんと確認しつつ、最終的な設定は進めていきたいというふうに思っております。

あと現場の把握に関しましては、こちらの方でも、既に実施させていただいている部分、現場に行かせてもらって確認をさせていただいている部分もございますし、その辺の専門的知識を含めて国際航業さんの方に、既存のルールですとか、制限ですとか、指定区域を含めてご確認をいただいて、現在、マップに展開をさせていただいているところになります。

個別具体的には、必要がある場合、もっと申し上げると、促進区域とするような地域に関しましては、きちんとその地形、地質なども確認をさせていただきながら最終的に合意形成を図っていきたいというふうに考えているものでございます。

会 長： ありがとうございます。よろしいでしょうか。

傍 聴 者： 協議会などを作る意向はないのでしょうか。マニュアルに書かれているように、そういった丁寧さが必要だというふうに思いますが。

会 長： 事務局の方でお願いいたします。

事 務 局： 協議会の設置については来年度、協議会という形になるのか、意見交換会みたいな形になるのか分からないですけれども、何かしらの形で設けていきたいというふうに考えております。

今年度は時間もなかったこともありまして、この審議会に傍聴者さんからの意見もいただくというような形で、協議会形式としてさせていただいているということでございます。

会 長： その他、よろしいでしょうか。

傍 聴 者： 先ほどの質問の中で、議決案件になるのか、ならないのかという点についてお願いします。

会 長： 事務局の方でお願いいたします。

事 務 局： それはこちらで検討させていただくことではないのかなというふうに思います。議会基本条例で議決案件についても定められているところであるかと思えますし、そちらの方でご確認をいただけたらというふうに思います。

会 長： それでは、お時間もあるんですけれども、アンケート結果についてのご意見、ご質問などはございませんでしょうか。委員の皆さま、よろしいですか。

委 員： まずは、丁寧なアンケートを取られたということに敬意を表したいと思います。一つはご提案として、事業者向けのアンケートを取られるというお話が先ほどありました。もしよろしければ、そのアンケート項目の中にその従業員の方とかお客さんとかの駐車場に屋根をかけて太陽光発電をやるようなことが、今、丁度、広がりつつあるところかなと思ひまして、もしご検討いただいて採用されればという範囲ですけれども、そういった余地があるのか、意向があるのかみたいなのがあると、一つ事業所としての設置の方向であるということを示すもできるし、意向とか可能性も調査できるのかなと思いますので、もしよろしければ、絶対というものでありませんが、ご提案を申し上げたいというふうに思

います。

あと、すごく丁寧にアンケートを取られているので、本当はもうちょっとアンケート解析ができるといいなというのを、解析屋として感じたところですけども、すごく豊富な、貴重な資料が整っているなというふうに感じました。ありがとうございます。

会長： 委員、ありがとうございました。本当にこの調査結果、委員にぜひ分析をお願いできればと思います。今回は時間があまりなくて本当に大急ぎでまとめていただいた、ということがよくわかりましたので、少し落ち着いて事務局ともまた委員の皆さまとも分析しながら、今後の再生可能エネルギー導入に向けて活かしていきたいというふうに思います。

その他、全体で今の関係でご質問やご意見はございませんでしょうか。大丈夫そうですかね。

では、ここで一旦、事業者の皆さまにはご退出をいただきますが、その後、休憩を挟んで、条例のことでとか、また審議していきますので、その時にまた思い出されたら、ご質問やご意見をいただければと思います

それでは一旦、ここで事業者の皆さま、大変短い期間にまとめていただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、30分に再開ということでよろしくお願ひいたします。

会長： それでは、時間になりましたので審議を再開させていただきます。

続きましては、京丹後市の太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例案についてとなります。併せまして、パブリックコメントの状況と、それから資料で言いますと資料3-1、3-2、3-3の確認項目についての説明も合わせて事務局の方から、ご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、条例案の関係で、まずは資料3-1をご覧くださいませでしょうか。

前回の審議会でご意見をいただきまして、修正等させていただく中で、現在、この内容になっております。前回との比較をさせていただく中で、変更点などを主に説明をさせていただきます。

#### ◆資料3-1に沿って説明

事務局： 引き続きまして、私の方からは、この2月3日までの期間においてパブリックコメントを実施させていただいております。そこでいただいた意見、現在取りまとめ中ですけども、意見の内容につきましては、資料3-2として添付をさせていただいております。こちらの回答案といえますか、現状、こちらが対応していく内容の案というものを若干、説明をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど事務局から説明があった通りですけども、前回の審議会でご説明の通り、この条例案につきましては、基本的には行政手続きの範囲において他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによるという規定に則って、条例制度化させていただくものでございます。ですので、制限的な部分っていうのは、国土利用計画法であったり、都市計画法の関係で開発協議という考え方を踏まえております。



他方、再生可能エネルギーの推進という部分に関しましては、再エネ特措法の考え方を適用させていただいております。当然、再エネ特措法の方も推進、促進という位置づけではあるんですけども、やっていただく上でしっかり守っていただかなければいけないこと、遵守していただかなければいけないことというのは、明文化されております。そこをもう一度しっかり確認をして地域が主体となって、そこをしっかり監視、管理していこうというような位置付けの条例とさせていただいております。

そのことで、ちょっと分かりやすく説明させていただきたいと思って用意させていただいたのが、資料3-3を先にご確認いただきたいんですけども、条文の中に確認項目を以って、事前協議を終了するという形、確認項目をこちらが定めて、その確認項目に従って協議をして、協議が整って事業の届出をしていただくという流れにさせていただいているんですが、そこで何を基準にして何を求めるかっていう部分というのは、この文章が前提という形に考えております。再エネ特措法及び再エネ特措法の施行規則にある基準に準じます。下記の通り、「事前協議における事業計画上の確認項目を市としても定めてこの適合と遵守を求めるものとします。」ということで、この下に書いてあることというのは、基本的に再エネ特措法で義務化と言いますか、事業者に求められている事項になっております。この辺りの遵守というところに、きちんとチェックを入れていただいて、届出をしていただくというふうに、現状、考えております。これに関連するパブリックコメントのご意見なんかもありましたし、また後ほど触れたいというふうに思っております。

それでは、パブリックコメントの意見ですけども、資料3-2をご確認いただけたらというふうに思います。

◆資料3-2、3-3に沿って説明

会 長： ありがとうございます。

条例の主な変更点とパブリックコメントについての質問、それから回答についてご説明をいただきました。今、ご説明頂いた回答は何か明記して、サイトに公表されますか。

事務局： これはパブリックコメントの手続きに則りまして おそらく今週中掛かるとは思いますが、その回答を調整させていただいて、来週中には、パブリックコメントの手続きの結果報告という形で、公開をさせていただく予定にしております

会 長： ありがとうございます。ということで、公表前に審議会の委員の皆さまにも、一度お目通しをいただいて、こういう対応で良いのかといったこともあろうかと思っておりますので、ご意見でもご質問でも結構ですので、どうぞよろしく願いいたします。どんなことでも、分かりにくいことなどありましたらご質問ください。委員の皆さまいかがですか。よろしいですか。

はい。本当に非常にたくさんの意見が出たなと思っております。あの関心を持っていただいていることだなというふうに思いましたし、我が事として、自分事として捉えていただいているのかなというふうに思いましたので、審議会としても、これにちゃんと答えていけるようにしていかなければいけないなというふうに思いました。事務局もひとつひとつ

丁寧に読み砕いて、ご対応をご検討いただいていると思いますので。

よろしいですか。委員、何かありますか。

委員： 撤去とかの費用の積立に関して、FIT は強制的に積立という形なので、任せておけばいいという理解で良いかと思います。一方で、オフサイト PPA とかノン FIT でやる場合の積立とかは、なんかやっておいてねっていう話はあったらいいのかなと思いますが、その辺りがこの中で表現がされているのか、いないのかについて教えていただければありがたいです。

事務局： 資料 3-3 をもう一度、ご確認いただけたらというふうに思います。

これは、条例の第 7 条に確認項目に基づいて最終確認を行います、事前協議の確認を行いますという形にさせていただいております。今回、議会を含めて条例のみ上に上がっていくという形になっておりますので、文章だけあってもわからないだろうということで、規則の方で予定させていただいている別表を案として、資料 3-3 として付けさせていただいております。

先にも申し上げました通り、この基準に則って、この適合と遵守を求めますよ、ということはこの項目に対して、チェックをいただくような形で考えております。ここの文章にもあるように、準じという形にさせていただいておりますので、事業者さんからすると、この条例に則って遵守しますと言っているという状況を作って、その中の下から二つ目の四角枠、設備設置後の維持管理等の 7 番目、事業を終了した発電設備について、撤去までの期間事業者の責任において適切に維持管理することとし、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し可能な限り速やかに発電設備の撤去及び処分を行うこと、というふうにさせていただいております。

FIT 法の関係で言うと、積立まで求められますけども、こちらの方に関して言うと、きちんと維持管理と撤去は責任を持って行ってくださいよという形にさせていただいております。

会長： ありがとうございます。他よろしいですか。

では、条例につきましては、3月の議会の方にこれが上程されていくということでございまして、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

では、最後の議題になりますけれども、第 2 期京丹後市環境基本計画の進捗点検について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、私の方から説明をさせていただきます。資料としましては、資料 4-1 と 4-2 を用いて説明をさせていただきます。

昨年度の時点で令和 2 年度の進捗管理というのができておりませんので、今回は令和 2 年度、3 年度ということで 2 ヶ年分をまとめた進捗管理の点検という形になりますことをご了承いただきたいと思います。

◆資料 4-1、4-2 に沿って説明

会長： ご説明、ありがとうございます。今、環境基本計画の進捗点検ということで、ご報告

いただきましたけれども、多岐にわたるいろんなターゲットがありまして、それを各部署でそれぞれ取組んでいただいているということなんですけれども、今、ご説明にありましたように、やはりコロナの影響で自宅にいらっしゃる時間も多いため、そういったところで排出量が増えたり、環境学習とか体験事業がやりにくかったというふうなことが影響しているのかなというのがわかりました。

何かお気づきの点ですとか、ご意見やご質問などはございませんでしょうか。よろしいですか。お願いします。

副会長： 資料の見方のことでちょっと教えたいんですけども、資料4-1の4ページ目の進捗状況の点検のところですか。よろしいでしょうか。

4の計画関連施策・事業のところ、令和1、2、3年度で各項目別に数字が、例えば自然環境のところでしたら、数字が32、37、40と入っているんですが、この数字はどのように理解したら良いのか、もう一度説明をお願いします。

事務局： 資料4-2の別冊を見ていただけますでしょうか。これを見ていただくとイメージがしていただきやすいのかなと思います。

ここに同じように令和2年度の表でいいますと、左の方に同じ色が付いていると思うんですけども、この基本方針のところと言いますと、この色付けしております基本方針Iの取組というのを集計した数字になっております。

環境ターゲットにつきましては、この同じ表の環境ターゲットという項目にそれぞれの取組でいろんなターゲットが入っていると思います。これは基本方針の中だけに捉われずに、他の方針の中でも該当するものは記載をいただいておりますので、その数字を全部足し込んだものがこの環境ターゲットの数字ということになっております。

重点政策も同じ考え方、SDGsも同じ考え方、ということになっております。

会長： ありがとうございます。増えてきている項目は、新規事業等で増えてきているということですかね。

事務局： そういうことになります。

会長： どんなことでも、もっとこんな事業が無いのかとか、あれはどうなっているとか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

審議事項は、以上の通りになりますので、また何かお気づきの点、思い出されたら事務局の方に教えていただければと思います。

それでは、審議事項は以上になりますので、事務局の方にお返しをしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局： 奥谷会長、ありがとうございます。今回も非常に沢山の内容で、盛り沢山で熱心にご審議をいただきましたことを感謝申し上げます。

それでは閉会にあたりまして、吉岡副会長からご挨拶を頂戴いたします。よろしく願いいたします。

副会長： 本日は寒い中、委員の皆さま、そして傍聴席の皆さまご出席をいただきありがとうございます。

いました。

本日は次第にありましたように、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング事業について、資料をお聞きし、中でもアンケートの結果について非常に示唆に富む内容でありました。

続きまして、2番目は条例案についてご説明いただきまして、この条例案については議会の議決事項になるということでもありますので、これから議会でも論議いただいて、スケジュール感も出していただいておりますが、市民全体に関わる内容ということで、形になっていくということで、今日はその一つの重要なステップということで、説明いただき、審議会としてご説明を受け、審議したという内容でございます。

最後に、第2期京丹後市環境基本計画の進捗状況についても、点検の状況を説明いただきました。非常に多岐にわたる内容ではありますが、脱炭素化、SDGsに取り組む京丹後市としては、非常に重要な内容でございます。それぞれの立場で、取り組む内容、また関心のある内容も多少幅があろうかと思いますが、非常に重要な内容でありますので、これからも注目して、市民としても取組んでいかなければならない内容であると思っております。この計画は令和6年度までということで、もう少し先まである内容の中で、本年度の進捗点検ということでございました。

大変沢山の内容でありましたが、今日の審議会に至りますまでに、アンケートにご協力いただいた市民の皆さま、それから取りまとめていただいた事務局の皆さまには改めてお礼を申し上げたいと思います。

以上、簡単ですが、本日の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました

事務局：ありがとうございました

以上をもちまして、第3回京丹後市美しいふるさとづくり審議会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

会議録確認者

---